

第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会

# 第3回総会

(書面開催)

# SAGA 2024

国スポ・全障スポ

## 新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

令和2年10月19日

第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会  
第3回総会（書面開催） 目次

審議事項

第1号議案	SAGA2024佐賀市実行委員会の設置について (案) .....	1
-------	--------------------------------------	---

(参考資料)

<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1</span>	第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会委員・ 役員等名簿 .....	12
---	--	----

## SAGA2024佐賀市実行委員会の設置について（案）

### 1 趣旨

令和2年10月8日に日本スポーツ協会理事会において、佐賀県での国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の2024年（令和6年）の開催が正式に決定されたことから、国民体育大会開催基準要項第25条第1項に基づき、現在の組織である「第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会」（以下「準備委員会」という。）を改組し、「SAGA2024佐賀市実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を設置する。

### 2 実行委員会設置の概要

#### （1）名称

SAGA2024佐賀市実行委員会

#### （2）組織

- ・準備委員会の総会、常任委員会及び各専門委員会は、実行委員会に引き継ぐ。
- ・第78回国民スポーツ大会の開催に必要な準備業務に加え、新たに第23回全国障害者スポーツ大会の開催に必要な準備業務を行う。

#### （3）役員

会長、副会長等の役員は、準備委員会の役員を充てる。

### 3 会則等の改正

#### （1）主な改正内容

- ・「第78回国民スポーツ大会」 ⇒ 「SAGA2024」
- ・「準備委員会」 ⇒ 「実行委員会」

#### （2）改正規定等

- ・準備委員会会則
- ・準備委員会常任委員会への委任事項

#### 【参考】国民体育大会開催基準要項

第25条 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- 1 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会会則の改正（案）

新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会会則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 準備委員会は、第78回国民スポーツ大会において、佐賀市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 略</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第6条 略</p> <p>(役員の仕事)</p> <p>第7条 会長は、準備委員会を代表し、</p>	<p>SAGA2024佐賀市実行委員会会則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、SAGA2024佐賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 実行委員会は、第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会において、佐賀市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 略</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第6条 略</p> <p>(役員の仕事)</p> <p>第7条 会長は、実行委員会を代表し、</p>

会務を総理する。

2及び3 略

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2～4 略

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2～5 略

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1)～(3) 略

第11条～第14条 略

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 略

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監

会務を総理する。

2及び3 略

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2～4 略

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2～5 略

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1)～(3) 略

第11条～第14条 略

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 略

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監

事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、佐賀市に帰属するものとする。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、佐賀市に帰属するものとする。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

## SAGA2024佐賀市実行委員会会則（案）

### 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、SAGA2024佐賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会において、佐賀市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- （1） 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- （2） 競技会の開催に係る準備に関すること。
- （3） 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- （4） 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- （5） 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- （6） その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

### 第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1） 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- （2） 佐賀市を代表する者
- （3） 佐賀市議会を代表する者
- （4） その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 10名以内
- （3） 常任委員 50名以内
- （4） 監事 2名

（役員を選任）

第6条 会長は、佐賀市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

（役員職務）

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。



(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 第5項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長及び副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
  - 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
  - 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
  - 5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
  - 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
    - (1) 総会から委任された事項に関すること。
    - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託又は委任に関すること。
    - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
    - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
  - 7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
  - 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
  - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
  - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、こ

れを専決処分することができる。

- 2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、佐賀市に帰属するものとする。

#### 第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年10月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和2年 月 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会則の施行の際現に第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれSAGA2024佐賀市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会  
 常任委員会への委任事項の改正（案）

新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会常任委員会への委任事項</p> <p>第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会会則第11条第4項第5号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。</p> <p>1～6 略</p>	<p>SAGA2024佐賀市実行委員会常任委員会への委任事項</p> <p>SAGA2024佐賀市実行委員会会則第11条第4項第5号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。</p> <p>1～6 略</p>

SAGA2024佐賀市実行委員会  
常任委員会への委任事項（案）

SAGA2024佐賀市実行委員会会則第11条第4項第5号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
- 2 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること。
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること。
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 5 広報及び市民運動に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

(参考資料)

## 第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会委員・役員等名簿

会長 1名

(順不同・敬称略)

選出区分	所属団体	役職	氏名
市関係	佐賀市	市長	秀島 敏行

副会長 6名

選出区分	所属団体	役職	氏名
産業・経済関係	佐賀商工会議所	会頭	陣内 芳博
スポーツ関係	(公財)佐賀市体育協会	会長	林 正博
市議会関係	佐賀市議会	議長	川原田 裕明
市関係	佐賀市	副市長	伊東 博巳
市関係	佐賀市	副市長	白井 誠
市関係	佐賀市教育委員会	教育長	東島 正明

常任委員 31名

選出区分	所属団体	役職	氏名
教育・学校関係	佐賀市小中学校長会	会長	音成 隆
教育・学校関係	佐賀県高等学校長協会	会長	渡邊 成樹
教育・学校関係	佐賀県私立中学高等学校校長会	会長	吉松 幸宏
スポーツ関係	(一財)佐賀陸上競技協会	会長	末次 康裕
スポーツ関係	佐賀県水泳連盟	会長	高木 辰巳
スポーツ関係	(一社)佐賀県サッカー協会	会長	福岡 淳二郎
スポーツ関係	佐賀県テニス協会	会長	緒方 うらら
スポーツ関係	佐賀県ボート協会	会長	竹尾 啓助
スポーツ関係	佐賀県バレーボール協会	理事長	池上 寿伸
スポーツ関係	佐賀県体操協会	理事長	坂井 欣吾
スポーツ関係	佐賀県フェンシング協会	会長	中野 武志
スポーツ関係	佐賀県柔道協会	会長	中島 祥雄
スポーツ関係	佐賀県ライフル射撃協会	会長	八谷 克幸
スポーツ関係	佐賀県ラグビーフットボール協会	会長	古賀 醸治
スポーツ関係	佐賀県カヌー協会	会長	留守 茂幸
スポーツ関係	佐賀県ボウリング連盟	会長	山下 雄平
スポーツ関係	佐賀県クレール射撃協会	会長	坂本 昭一
スポーツ関係	佐賀県高等学校野球連盟	理事長	吉富 壽泰
スポーツ関係	佐賀市中学校体育連盟	会長	鳥谷 功治

選出区分	所属団体	役職	氏名
スポーツ関係	佐賀県高等学校体育連盟	会長	中島 慎一
スポーツ関係	佐賀市スポーツ推進委員協議会	会長	山田 邦雄
医療・福祉関係	(一社)佐賀市医師会	会長	吉原 正博
医療・福祉関係	(一社)佐賀市歯科医師会	会長	東島 伸氏
医療・福祉関係	(一社)佐賀市薬剤師会	会長	田中 須磨代
医療・福祉関係	(公社)佐賀県看護協会	副会長	樋渡 泉
社会・文化・環境	佐賀市自治会協議会	会長	小城原 直
宿泊・観光・衛生	(一社)佐賀市観光協会	会長	牛島 英人
宿泊・観光・衛生	(一社)日本旅行業協会九州支部佐賀県地区委員会	委員長	山田 聡
宿泊・観光・衛生	佐賀県生活衛生同業組合連合会	会長	今村 芳幸
通信・輸送・交通	(一社)佐賀県バス・タクシー協会	会長	金子 晴信
通信・輸送・交通	九州旅客鉄道(株)佐賀鉄道部	部長	保田 俊

監事 2名

選出区分	所属団体	役職	氏名
市関係	佐賀市	代表監査委員	力久 剛
市関係	佐賀市	会計管理者	成富 典光

委員 55名

選出区分	所属団体	役職	氏名
スポーツ関係	佐賀市陸上競技協会	会長	末次 龍夫
スポーツ関係	佐賀市バレーボール協会	会長	黒木 安秋
スポーツ関係	佐賀市テニス協会	会長	村上 功
スポーツ関係	佐賀市柔道協会	会長	塚原 勝美
スポーツ関係	佐賀市水泳連盟	会長	久保 正敏
スポーツ関係	佐賀市体操協会	会長	木原 奉文
スポーツ関係	佐賀市クレ射撃協会	会長	田島 次秀
スポーツ関係	佐賀市ラグビーフットボール協会	理事長	森 裕一
スポーツ関係	佐賀市サッカー協会	会長	木村 正博
スポーツ関係	佐賀市ボウリング連盟	会長	山本 信子
スポーツ関係	佐賀市スポーツ少年団	本部長	伊東 健児
医療・福祉関係	佐賀市身体障害者福祉協会連合会	会長	山田 昭紀
医療・福祉関係	(福)佐賀市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	貞富 博文
産業・経済関係	九州電力(株)佐賀支店	執行役員支店長	内村 芳郎
産業・経済関係	佐賀県農業協同組合	代表理事組合長	大島 信之
産業・経済関係	佐賀市中央農業協同組合	代表理事組合長	飯盛 啓次

選出区分	所属団体	役職	氏名
産業・経済関係	富士大和森林組合	代表理事組合長	杉山 利則
産業・経済関係	佐賀東部森林組合	代表理事組合長	森崎 三善
産業・経済関係	佐賀県有明海漁業協同組合	代表理事組合長	西久保 敏
産業・経済関係	佐賀市北商工会	会長	野田 豊秋
産業・経済関係	佐賀市南商工会	会長	吉村 正
産業・経済関係	(一社)佐賀青年会議所	理事長	西村 祐二郎
社会・文化・環境	佐賀市公民館長会	諸富町公民館長	黒田 剛
社会・文化・環境	佐賀市私立幼稚園・認定こども園連合会	会長	宮崎 祐治
社会・文化・環境	佐賀市私立保育園会	会長	中臣 健
社会・文化・環境	(公財)佐賀市文化振興財団	理事長	御厨 安守
社会・文化・環境	佐賀市男女共同参画ネットワーク	代表	草場 真智子
宿泊・観光・衛生	(公社)佐賀県食品衛生協会佐賀中部支部	支部長	古川 宗夫
宿泊・観光・衛生	(公社)佐賀県栄養士会佐賀中部支部	会員	友清 雅子
宿泊・観光・衛生	佐賀市食生活改善推進協議会	会長	原田 洋子
通信・輸送・交通	全日本空輸(株)佐賀支店	支店長	後藤 昌弘
通信・輸送・交通	西日本高速道路(株)九州支社佐賀高速道路事務所	所長	焼山 厚志
通信・輸送・交通	佐賀市交通安全指導員会	会長	井口 一哉
警備・消防関係	佐賀市消防団	団長	合満 進
警備・消防関係	佐賀広域消防局	局長	高島 直幸
市関係	佐賀市	総務部長	池田 一善
市関係	佐賀市	企画調整部長	大串 賢一
市関係	佐賀市	経済部長	梅崎 昭洋
市関係	佐賀市	農林水産部長	碓 正光
市関係	佐賀市	建設部長	干潟 隆雄
市関係	佐賀市	環境部長	森 清志
市関係	佐賀市	市民生活部長	三島 洋秋
市関係	佐賀市	保健福祉部長	大城 敬宏
市関係	佐賀市	子育て支援部長	今井 剛
市関係	佐賀市	佐賀駅周辺整備構想推進室長	武藤 英海
市関係	佐賀市	教育部長	百崎 芳子
市関係	佐賀市交通局	局長	志満 篤典
市関係	佐賀市上下水道局	局長	田中 泰治
市関係	佐賀市	諸富支所長	内田 政広
市関係	佐賀市	大和支所長	光石 浩昭
市関係	佐賀市	富士支所長	鶴 光久
市関係	佐賀市	三瀬支所長	豆田 幸村



選出区分	所属団体	役職	氏名
市関係	佐賀市	川副支所長	江頭 吉一
市関係	佐賀市	東与賀支所長	富吉 千昌
市関係	佐賀市	久保田支所長	持丸 博紀

顧問 5名

選出区分	所属団体	役職	氏名
教育・学校関係	佐賀市教育委員会	教育委員	伊東 健児
教育・学校関係	佐賀市教育委員会	教育委員	片岡 優理
教育・学校関係	佐賀市教育委員会	教育委員	堤 和義
教育・学校関係	佐賀市教育委員会	教育委員	小川 鮎子
教育・学校関係	佐賀市教育委員会	教育委員	吉村 純子

参与 23名

選出区分	所属団体	役職	氏名
国関係	国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局	支局長	三根 徹
国関係	国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所	所長	小串 俊幸
国関係	国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所	所長	藤本 幸司
国関係	国土交通省九州地方整備局佐賀河川事務所	所長	亀園 隆
県関係	佐賀南警察署	署長	白仁田 浩司
県関係	佐賀北警察署	署長	原田 崇
教育・学校関係	(大)佐賀大学	学長	兒玉 浩明
教育・学校関係	(学)永原学園西九州大学	学長	久木野 憲司
教育・学校関係	(学)永原学園西九州大学短期大学部	学長	福元 裕二
教育・学校関係	(学)旭学園佐賀女子短期大学	学長	田口 香津子
報道関係	(株)朝日新聞社佐賀総局	総局長	前地 昌道
報道関係	(株)毎日新聞社佐賀支局	支局長	中山 裕司
報道関係	(株)読売新聞社佐賀支局	支局長	堺 拓二
報道関係	(株)佐賀新聞社	代表取締役社長	中尾 清一郎
報道関係	(株)西日本新聞社佐賀総局	総局長	竹井 晋治
報道関係	日本放送協会佐賀放送局	局長	山崎 久
報道関係	(一社)共同通信社佐賀支局	支局長	田中 信哉
報道関係	(株)時事通信社佐賀支局	支局長	正木 繁
報道関係	(株)サガテレビ	代表取締役社長	吉村 俊造
報道関係	長崎放送(株)佐賀放送局	局長	川崎 満博
報道関係	佐賀シティビジョン(株)	代表取締役社長	古賀 一彦
報道関係	(株)エフエム佐賀	代表取締役社長	小川 正則

選出区分	所属団体	役職	氏名
報道関係	(株)コミュニティージャーナル	代表取締役	池田 眞由美

会長 1名、副会長 6名、常任委員 31名、監事 2名、委員 55名、顧問 5名、  
 参与 23名

合計 123名